

札幌市市民まちづくり活動促進助成金ユニバーサル・ウェルネス・スマート市民活動促進助成事業交付要領  
(令和6年2月1日市民まちづくり局長決裁) 新旧対照表

| 改 正 前  | 改 正 後   | 備考                                      |
|--|---|---|
| <p>(助成金の額等)</p> <p>第4条 1団体の<u>一</u>会計年度当たりの助成金の交付限度額は、助成対象事業費総額又は200万円のいづれか低い額とする。</p> <p>2 省略</p> | <p>(助成金の額等)</p> <p>第4条 1団体の<u>1</u>会計年度当たりの助成金の交付限度額は、助成対象事業費総額に<u>10分の10</u>を乗じて得た額又は200万円のいづれか低い額とする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和7年12月16日市民文化局長決裁)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要領は、令和7年12月16日から施行する。</u></p> | <p>交付要綱改正にあわせ、助成の割合を記載</p> <p>附則を追記</p> |

